

＜剪定作業時のお願い＞

剪定作業のお申込みをされる方は、次のことにご協力をお願いいたします。

1. 隣・近所への周知と声掛けについて

作業をするため隣・近所の敷地に入る必要がある場合は、事前にお客様からも隣・近所への声掛けをお願いします。

2. 対象物への目印について

作業をしなくてもよい樹や枝へ見てわかるように、紐などで目印を付けておいていただければ助かります。

3. 駐車場の確保について

就業会員分の駐車場の確保は、お手数ですが、お客様において準備をお願いします。駐車場の確保ができない場合は、当日の作業を見合わせる、又は作業をお断りすることがあります。

4. 作業のお断りについて

- (1) 当センターでは安全就業の観点から、2018年（平成30年）4月以降、剪定対象木の高さを原則5m以内とご説明させていただいておりますが、班編成の状況や現場の地形等によっては高さが5m以内であってもお引き受けできない場合があります。
- (2) 作業現場の近くにハチの巣やチャドクガなど危険要因がある場合は、事前にお知らせください。作業前までに撤去をお願いします。
- (3) その他危険要因がある場合は、作業をお断りすることがあります。

5. 剪定後の清掃について

草花保護のためネットを張るなど養生しますが、これが困難な場所は、十分な清掃が行えないことがあります。

6. 作業前の除草等について

作業をする樹木の下に草が生え剪定作業に支障をきたす場合は、事前に除草作業をお願いします。なお、当家での実施が困難な場合、当センターでは草取班が除草作業を行っていますのでお申込みください。

※作業の妨げになる樹木の下植木鉢やプランターなどの移動もお願いします。